



国海査第44号の2
平成24年5月16日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省 海事局長
森 雅 人



大型膨脹式救命いかだ（50人乗り）に係る整備規程の認可及び整備事業場の認定について（平成2年10月23日付海査第469号）の改正について

大型膨脹式救命いかだ（50人乗り）については、平成2年10月23日付海査第469号により整備規程の認可及び整備事業場の認定の取扱いを定めたところですが、今般、別添のとおり同通達を改正することとしましたので、通知します。



○平成2年10月23日付海査第469号「大型膨脹式救命いかだ(50人乗り)に係る整備規程の認可及び整備事業場の認定について」新旧

新		旧	
別表		別表	
揚荷設備	制限荷重 0.5ton 以上の能力を有するものを1台以上有すること。	揚荷設備	0.5ton 以上の容量を有するものを1台以上有すること。
〔備考〕	<p>大型膨脹式救命いかだ整備事業場が膨脹式救命いかだ(25人乗り以下)整備事業場又は降下式乗り込み装置サービスステーションとして認定又は承認されている場合、施設、面積、設備、備品類並びに整備監督者及び整備作業従事者について、重複していても差し支えないものとする。</p>	〔備考〕	<p>大型膨脹式救命いかだ整備事業場が膨脹式救命いかだ(25人乗り以下)整備事業場又は降下式乗り込み装置サービスステーションとして認定又は承認されている場合、施設、面積、設備、備品類並びに整備主任者及び整備作業従事者(直接監督者を除く。)は重複して考慮する必要はないが、50人乗りの直接監督者は膨脹式救命いかだ(25人乗り以下)又は降下式乗込み装置の整備に係る直接監督者又は整備責任者とは別途配置されていること。</p>